

令和6年度

みおつくし親子安全互助会の 手 引



みおつくし親子安全互助会

みおつくし親子安全互助会の手引

目 次

1. みおつくし親子安全互助会設立の動機と経緯	1
2. ご加入の前に	3
(1) 見舞金の給付について	3
(2) 給付されないもの	3
(3) 給付額について	3
(4) 後遺障害見舞金について	3
(5) 請求時の必要書類について	3
(6) 死亡弔慰金について	3
(7) 死亡・後遺障害保険金について	3
3. 加入手続・給付金の請求について	4
《P T A活動安全互助》	4
《中学校部活動安全互助》	5
《スポーツ活動安全互助》	6
《未就園児の幼児教育事業安全互助》	7
4. P T A賠償責任保険	8
5. P T A団体傷害保険	9
6. 後遺障害等級表	10
7. 安全互助会一問一答	13
災害給付請求書	17
証明書	21
診断書	22
後遺障害見舞金請求時期延長願	23
未就園児の幼児教育事業 加入者名簿	24
会則・負担金規定・給付金規定・P T A賠償責任保険・P T A団体傷害保険	26

1. みおつくし親子安全互助会設立の動機と経緯

みおつくし親子安全互助会は、PTA活動中に、PTA会員あるいはそのPTAが所属する校園の幼児・児童・生徒が、ケガや死亡した場合、また、市立高等学校の生徒が授業中やクラブ・部活動などいわゆる学校管理下においてケガや死亡した場合、PTAとしてのお見舞の意味をかね、治療費等の費用負担軽減をはかるよう、PTA会員相互で助けあうための共済制度を設けたらという要望により設立されたものです。

従来、大阪市PTA傷害保険の名称で保険会社と特約し、PTA活動中の会員の傷害と、児童・生徒の学校管理下および管理外の傷害にそなえた保険をおすすめしたことがあります。この特約保険は発足当時は多数の加入もありましたが、保険内容に不満足な点もあり年々減少してきました。

そこで昭和48年ころから安全互助会の設立を要望する声が急速に高まり、市PTA協議会をはじめ高等学校PTA協議会・定時制高校教育後援会長協議会・校長会などから試案が出され、昭和49年度中に設立したいという熱心な意見も出てきました。このような中で、各々の代表と市教育委員会の代表も加わり、設立のための発起人会が結成されました。数回におよぶ会議がもたれ精力的な研究討議の結果、安全互助会規約の成立と各单位PTA会員への案内文が作成され、昭和50年度当初から発足することになりました。

昭和51年度になり、各方面からの要望により中学校の生徒がクラブ・部活動中に生じた事故により被った傷害を対象とした中学校クラブ・部活動安全互助と、大阪市子供会育成連合協議会を組織する単位子供会の会員、会員の家族、および指導者・育成者が子供会活動に参加し被った傷害を対象とした子供会活動安全互助を新しく加えました。

昭和52年度になり市立体育・スポーツ施設等に登録する団体の会員および指導員が、各種のスポーツ活動中に被った傷害を対象としたスポーツ活動安全互助を新しく加えました。昭和60年度、制度検討委員会がもたれ、諸問題の研究、討議を重ねた結果、賠償責任保険等をもりこんだ答申が出されました。

昭和61年度から、負担金、給付金の倍額、PTA活動・子供会活動管理者賠償責任保険の導入を実施することになりました。

平成4年度より、PTA活動安全互助・子供会活動安全互助の負担金・給付金が増額され、子供会活動安全互助については、大阪市子供会育成連合協議会が安全会を作り加入手続き等を行ったうえ、一括してみおつくし親子安全互助会に加入することになりました。

平成5年度より、中学校クラブ・部活動安全互助、スポーツ活動安全互助、中学校・高等学校クラブ技術指導者の負担金・給付金が増額されました。

平成7年度より、高等学校安全互助の負担金・給付金が増額されました。

平成11年、高等学校安全互助の給付金が減額されました。

平成16年度より、PTA活動安全互助、中学校クラブ・部活動安全互助、スポーツ活動安全互助、中学校クラブ技術指導者・高等学校クラブ技術指導員安全互助、子供会活動安全互助の医療見舞金算出方式が一部改正されました。

平成17年度より、子供会安全互助の負担金、給付金が一部改訂されました。

平成18年度より「証明書または診断書作成費」の上限額が設定されました。

平成18年4月「保険業法の一部を改正する法律」が施行され、本会も保険業とみなされることになり制度の変更をせざるを得なくなりました。この間、経過措置として、特定保険業者として登録し事業を継続してきましたが20年3月に経過措置が終了したため20年度は給付のみで事業を実施しました。18年から20年にかけて、今後のみおつくしの運営方法を協議するため、制度検討委員会を設け、何度も協議を重ね、20年末の臨時理事・評議員会で一部保険会社に委託する規約の改正が決まり、21年度から新しい制度が始まることになりました。新しい規約では、今までPTA活動安全互助と同じ扱いをしていた未就園児の幼児教育事業を独立させ、中・高校のクラブ技術指導者安全互助は加わらないことになりました。なお、大阪市子供会育成連合協議会安全会は19年度に退会しています。

平成23年度より、PTA活動安全互助は負担金を130円としました。

平成24年度より、PTA活動管理者賠償責任保険の契約を改め、平成30年度より、PTA団体傷害保険の保険金額が改正されました。

令和2年度より接骨院、整骨院、鍼灸接骨院等の医療見舞金、証明書作成費が改正されました。

令和4年度より高等学校の大阪府への移管に伴い、高等学校安全互助会がなくなりました。

令和6年4月

－加入・請求に関するお問合せ、請求書送付先－

〒540-0006

大阪市中央区法円坂1-1-35

アネックス パル法円坂

みおつくし親子安全互助会

TEL: 06-6942-0766

FAX: 06-6946-0592

2. ご加入の前に

(1) 見舞金の給付について

- ・ 審査会を年間10～11回開会する。
- ・ 審査会は、災害給付請求書などの申請に基づき審議する。
- ・ 審査会で給付が確定した場合、「給付確定通知書」「領収書」を送付する。「領収書」は、記入・押印後当互助会事務局に返送する。
(ただし、審査会で給付されないことが決定した場合、「対象外通知」を送付する。)
- ・ 給付金は、団体の長または代表者の公的な通帳に振り込み、団体の長または代表者を通して本人に支給する。

(2) 給付されないもの

- ・ 故意または重大な過失による場合
- ・ 申請に虚偽があった場合
- ・ 飲食物に起因する災害(食中毒など)の場合
- ・ 風水害・災害その他非常による事故の場合
- ・ 治療中にクラブ・部活動に参加した場合
- ・ 疾病の場合
- ・ 治癒せずに再度同部位をケガした場合(慢性を含む)
- ・ 原因不明の場合
- ・ 事故日より10日以内に受診していない場合

(3) 給付額について

- ・ 「証明書作成費」を含めて、10万円を上限とする。ただし、「証明書作成費」は、2,000円＋証明書取得時の消費税を限度とする。また、本会規定の様式を使用した場合で、給付の対象となったものに限る。

(4) 後遺障害見舞金について(P T A活動安全互助以外)

- ・ 「後遺障害見舞金」「医療見舞金」は原則として一括して請求する。ただし、一時治癒または初診日より180日以上経過した時点で、後遺障害が確定しないときは、「医療見舞金」を請求し、後遺障害が確定した時点で「後遺障害見舞金」を請求する。
- ・ 後遺障害が1年以内に確定しないと見込まれたときは、「後遺障害見舞金請求時期延長願」を提出し、理事会の承認を得て、「後遺障害見舞金」の請求時期を延長することができる。ただし、症状の固定した日から5年間を限度とする。

(5) 請求時の必要書類について

「請求書」……………各種安全互助の様式。… P17～20

「証明書」……………「医療見舞金」を請求する際、治癒した時点または初診日より180日以上経過した時点で医療機関(医師・柔道整復師など)が記入したもの。… P21

「診断書」……………「後遺障害見舞金」を請求する際、医師が記入したもの。誤って、「医療見舞金」を請求する際、使用した場合は、診断書作成費は支給しない。(中学校部活動安全互助以外の請求時使用する。)… P22

「行事などの資料」… P T A活動安全互助を請求する際、P T A主催・共催、日時、場所、参加対象が明確な計画表、案内状、プログラムなどを資料として添付する。

幼児教育事業安全互助を請求する際、事業を実施していたことが分かる計画表、案内状等の資料を添付する。

(6) 死亡弔慰金について(P T A活動安全互助以外)

各種安全互助の請求書にて請求。中学校部活動安全互助は死亡報告書(独立行政法人日本スポーツ振興センター様式)の写しを添付する。

(7) 死亡・後遺障害保険金について

P T A活動安全互助については、保険会社と死亡・後遺障害保険を契約しており、保険会社から、保険金が支払われる。

保険金請求の手続き、支払いの方法、額については保険会社の規定による。(P9, 38)

3. 加入手続・給付金の請求について

《PTA活動安全互助》

(1) 加入手続きについて

対 象 者	・大阪市立校園PTA会員とそのPTA会員が所属する校園の園児 ・児童・生徒およびこれらの者が災害を与えた第三者
対象となる活動	・PTA主催または共催事業
対象活動の例	単位・区・市・指定都市・近畿・全国・市立幼稚園・PTAの主催・共催事業 ・講座・講演・研修会など学習活動 ・見学会・講習会・各種スポーツ大会などの体育、厚生、文化活動 ・クラブ活動・文化活動などのサークル活動 ・交通安全・校外指導・補導、環境浄化などの街頭指導、調査活動 ・各種委員会・役員会・総会などの会議への出席 (PTA活動に参加するための往復経路も含む。ただし、通常の経路・方法・時間であること)
加入手続き	・PTA会長が、6月末日までに負担金を納入する。(ただし、新規加入の場合は申込書が必要)6月末日までに加入の場合は、4月1日にさかのぼって資格取得。7月1日以降の加入は手続き完了の翌日より資格取得。ともに、有効期限は、3月31日とする。
会 費(負担金)	・年額130円/1世帯×在籍世帯数(5月1日現在)+教職員数×130円(ただし、年度途中に入退者があった場合、追徴および返還はしない)

(2) 給付金の請求について

医療見舞金算出方法	・入院—1～3日12,000円。4日目以降1日につき4,000円加算する。(初診日より180日以内とする) ・実通院—3～5日8,000円。6日目以降1日につき1,500円加算する。ただし、接骨院、整骨院、鍼灸接骨院等については6日目～20日目まで1,100円、21日目～40日目まで900円、41日目～60日目まで800円、61日目～500円を加算する。 (初診日より180日以内で、実通院日数が3日以上の場合) ※証明書作成費(上限2,000円+証明書取得時の消費税)は、見舞金と合わせて給付する。 ※見舞金の上限は証明書作成費を含めて10万円とする。
請求期限	・災害発生日より1年間
請求に必要な書類	・「PTA活動安全互助」災害給付請求書…P17 ・証明書(医療機関の証明)…P21 ・資料(PTA主催または共催、災害発生日が明確であるもの) (その他、必要に応じて、添付書類の提出をお願いすることがある) ・治癒以外での請求時には、他に書類が必要な場合がありますので、事務局までご連絡下さい。

(3) 死亡・後遺障害保険・管理者賠償責任保険について(保険会社委託分)

死亡保険	PTA団体傷害保険 100万円 給付手続き等 P9, 38 参照
後遺障害保険	PTA団体傷害保険 4万円～100万円 給付手続き等 P9, 38 参照
管理者賠償責任保険	PTA賠償責任保険 給付手続き等 P8, 36 参照

《中学校部活動安全互助》

(1) 加入手続きについて

対 象 者	・大阪市立中学校・義務教育学校後期課程の生徒およびこれらの者が災害を与えた第三者
対象となる活動	・学校管理下の部活動中における災害 (ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センターが認める災害に限る)
対象活動の例	・授業開始前・終了後の校内での練習時 ・部活動としての対外試合、交歓行事参加時(学校の教職員が引率する場合に限る。通常の往復経路も含む) ・教育委員会、その他の機関・団体が行う行事への参加時(学校の教職員が引率する場合に限る。通常の往復経路も含む)
加入手続き	・PTA活動安全互助とセット加入が必要。 ・PTA会長が、6月末日までに負担金を納入する。(ただし、新規加入の場合は申込書が必要)6月末日までに加入の場合は、4月1日にさかのぼって資格取得。7月1日以降の加入は手続き完了の翌日より資格取得。ともに、有効期限は、3月31日とする。
会 費(負担金)	・年額 270 円 / 1 世帯 × 在籍生徒世帯数 (5月1日現在) → PTA活動安全互助 130 円 + 中学校部活動 140 円 = 270 円 (ただし、年度途中に入退者があった場合、追徴および返還はしない)

(2) 給付金の請求について

医療見舞金算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・入院—1～3日 12,000円。4日日以降1日につき4,000円加算する。(初診日より180日以内とする) ・実通院—3～5日 8,000円。6日日以降1日につき1,500円加算する。ただし、接骨院、整骨院、鍼灸接骨院等については6日目～20日目まで1,100円、21日目～40日目まで900円、41日目～60日目まで800円、61日目～500円を加算する。(初診日より180日以内で、実通院日数が3日以上)の災害) <p>※証明書作成費(上限2,000円+証明書取得時の消費税)は、見舞金と合わせて給付する。 ※見舞金の上限は証明書作成費を含めて10万円とする。</p>
後遺障害見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ・P10の表の14級以上の後遺障害については、10万円(既に給付した見舞金の額を減じる。後遺障害確定が1年以上かかる場合は、「後遺障害見舞金請求時期延長願」を災害発生日より1年以内に提出する) … P23
死亡弔慰金	・10万円(既に給付した見舞金の額を減じる)
請求期限	・災害発生日より1年間
請求に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ・「中学校部活動安全互助」の災害給付請求書 … P18 ・証明書(医療機関の証明) … P21 <p>※「後遺障害見舞金」の請求時は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付金支払い通知書の写しを添付する。死亡弔慰金は「死亡報告書」(独立行政法人日本スポーツ振興センターの様式)の写しを添付する。 ・災害報告書(独立行政法人日本スポーツ振興センターの様式)の写し。 ・医療等の状況(独立行政法人日本スポーツ振興センターの様式)の写し。 (その他、必要に応じて、添付書類の提出をお願いすることがある) ・治癒以外での請求時には、他に書類が必要な場合がありますので、事務局までご連絡下さい。</p>

《スポーツ活動安全互助》

(1) 加入手続きについて

対 象 者	・大阪市立体育館・スポーツセンターに登録する団体の会員と指導者およびこれらの者が災害を与えた第三者
対象となる活動	・大阪市立体育館・スポーツセンターに登録する団体（主催事業受講者または修了者で構成する団体をいう）の会員および指導者が、所属する団体の施設管理下で登録種目のスポーツ活動中に被った災害
対象活動の例	・高齢者スポーツ、少年サッカー、少女リズム、一般剣道などのスポーツ教室への参加中（往復の経路は含まない） （ただし、所属する大阪市立体育館・スポーツセンター以外の施設での活動は対象外）
加入手続き	・大阪市立体育館・スポーツセンターの主催事業は、主催事業開始日までに必要書類（加入申込書、登録者名簿）提出と負担金の納入をする。 ※主催事業の場合、事業開始までに加入手続きを完了したときは、事業開始日から資格取得。ただし、事業開始日以降に加入手続きをした場合は、手続き完了の翌日から資格取得。 ※主催事業修了者で構成するクラブ、サークルは、6月末日までに必要書類（加入申込書、登録者名簿）提出と負担金の納入をする。 6月末日までに加入手続きを完了したときは、4月1日にさかのぼって資格取得。ただし、7月1日以降に手続きを完了したときは翌日から資格取得。 ・ともに、有効期限は、3月31日とする。
会 費（負担金）	・年額1種目毎250円／会員・指導員1人×申込者数 （ただし、年度途中の退会者は負担金の返還はしない）

(2) 給付金の請求について

医療見舞金算出方法	・入院—1～3日12,000円。4日目以降1日につき4,000円加算する。（初診日より180日以内とする） ・実通院—3～5日8,000円。6日目以降1日につき1,500円加算する。ただし、接骨院、整骨院、鍼灸接骨院等については6日目～20日目まで1,100円、21日目～40日目まで900円、41日目～60日目まで800円、61日目～500円を加算する。 （初診日より180日以内で、実通院日数が3日以上の場合） ※証明書作成費（上限2,000円+証明書取得時の消費税）は、見舞金と合わせて給付する。 ※見舞金の上限は証明書作成費を含めて10万円とする。
後遺障害見舞金	・P10の表の14級以上の後遺障害については、10万円（既に給付した見舞金の額を減じる。後遺障害確定が1年以上かかる場合は、「後遺障害見舞金請求時期延長願」を災害発生日より1年以内に提出する）… P23
死亡弔慰金	・10万円（既に給付した見舞金の額を減じる）
請求期限	・災害発生日より1年間
請求に必要な書類	・「スポーツ活動安全互助」の災害給付請求書… P19 ・証明書（医療機関の証明）… P21 ※「後遺障害見舞金」の請求時は、診断書を添付する。… P22 （その他、必要に応じて、添付書類の提出をお願いすることがある） ・事業計画表または施設の使用割当表等 ・治癒以外での請求時には、他に書類が必要な場合がありますので、事務局までご連絡下さい。

《未就園児の幼児教育事業安全互助》

(1) 加入手続きについて

対 象 者	・大阪市立の幼稚園が主催する幼児教育事業に参加する就園前の幼児とその保護者（準ずる者を含む）およびこれらの者が災害を与えた第三者
対象となる活動	・大阪市立の幼稚園が主催する幼児教育事業
対象活動の例	・幼児教育事業として実施するすべての活動 ・幼児教育事業に参加するための往復の経路も含む。ただし通常の経路・方法・時間であること
加入手続き	・幼児教育事業を実施する前日までに所定の名簿（P24）を提出し、負担金を納入する。途中加入者があった場合も、その事業に参加する前日までに、名簿を提出し、負担金を納入する。 ・ともに、有効期限は、3月31日とする。
会 費（負担金）	・年額1世帯130円／1世帯×申込世帯数 年度途中の加入者も負担金を納入する。ただし、退会の場合は返金しない。

(2) 給付金の請求について

医療見舞金算出方法	・入院—1～3日12,000円。4日目以降1日につき4,000円加算する。（初診日より180日以内とする） ・実通院—3～5日8,000円。6日目以降1日につき1,500円加算する。ただし、接骨院、整骨院、鍼灸接骨院等については6日目～20日目まで1,100円、21日目～40日目まで900円、41日目～60日目まで800円、61日目～500円を加算する。 （初診日より180日以内で、実通院日数が3日以上の場合） ※証明書作成費（上限2,000円+証明書取得時の消費税）は、見舞金と合わせて給付する。 ※見舞金の上限は証明書作成費を含めて10万円とする。
後遺障害見舞金	・P10の表の14級以上の後遺障害については、10万円（既に給付した見舞金の額を減じる。後遺障害確定が1年以上かかる場合は、「後遺障害見舞金請求時期延長願」を災害発生日より1年以内に提出する）… P23
死亡弔慰金	・10万円（既に給付した見舞金の額を減じる）
請求期限	・災害発生日より1年間
請求に必要な書類	・「未就園児の幼児教育事業安全互助」災害給付請求書 … P20 ・証明書（医療機関の証明） … P21 ※「後遺障害見舞金」の請求時は、診断書を添付する。… P22 ・災害発生日に幼児教育事業を実施していたことが分かる書類等を添付する。 ・治癒以外での請求時には、他に書類が必要な場合がありますので、事務局までご連絡下さい。

4. P T A賠償責任保険 (管理者賠償責任補償＋提供飲食物危険補償特約)

※P T A賠償責任保険のお問い合わせは、引受保険会社：A I G損害保険株式会社保険代理店：(株)アーク・スリー・インターナショナル（下記連絡先参照）まで直接ご連絡ください。

(1) 保険の対象

日本国内でP T A管理下において保険期間中に生じた事故につき、P T Aが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

(2) 事故発生時の注意点

① 事故の通知

万一事故が起こった際は、ただちに次の事項を確認のうえ、下記の保険代理店へ連絡してください。

- a) 事故発生の日時・場所
 - b) 被害者の住所・氏名
 - c) 事故の原因・状況
 - d) 損害賠償を受けたときは、その内容
 - e) 同一事故を補償する他の保険契約（共済を含みます。）の有無およびその内容（既に支払いを受けた場合は、その事実を含みます。）
- ※事故の通知が30日以内でない場合には、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

② 損害賠償責任の有無および損害賠償金

損害賠償の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。

(3) 請求および保険金のお支払い

契約者と引受保険会社との間で行うものとします。

－ P T A賠償責任保険の問合せ先および事故発生の連絡先 －

保険代理店 株式会社アーク・スリー・インターナショナル
〒530-0012 大阪市北区芝田1-14-8 梅田北プレイス 13階
TEL: 06-7633-0001 FAX: 06-7633-0002

引受保険会社 A I G損害保険株式会社 トラベル関西支店
〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB 36階
TEL: 06-7223-2120

5. P T A団体傷害保険（普通傷害保険）

※P T A団体傷害保険（死亡保険金、後遺障害保険金）のご請求は、東京海上日動火災保険株式会社 保険代理店：(株)アーク・スリー・インターナショナルまで直接連絡してください。

(1) 対象となる活動範囲

P T A活動中の事故が対象となります。

〈P T A活動中とは・・・〉

P T Aが主催または共催する行事参加中、または当該行事に参加するための自宅と行事会場との通常の往復途上において、P T A会員・園児・児童・生徒等が被った傷害を担保します。ただし、「独立行政法人 日本スポーツ振興センター法」の定めるところにより給付対象となる傷害については担保されません。

(2) 対象となる被保険者

1. P T A会員及び園児・児童・生徒
2. P T A会員の同居の親族
3. P T A行事への参加が事前にP T Aより認められている者

(3) 事故発生時の注意点

1. 事故の通知

万一事故が起こったら、ただちに次の事項につき、東京海上日動火災保険株式会社の保険代理店（下記連絡先参照）へ連絡してください。

- a. 事故発生の日時・場所
- b. 事故の原因・状況
- c. ケガの程度

※事故の通知は、速やかにお願ひ致します。事故通知が遅れますと事故通知遅延理由書を別途ご提出いただくこともございますのでご注意ください。

(4) 保険金請求手続きおよび保険金支払い

被保険者（補償の対象となる方）と保険会社または保険代理店との間で行うものとします。

— P T A団体傷害保険（死亡保険金、後遺障害保険金）の問い合わせ先および事故発生の連絡先 —

保険代理店 株式会社アーク・スリー・インターナショナル

〒530-0012 大阪市北区芝田 1-14-8 梅田北プレイス 13 階

T E L : 0 6 - 7 6 3 3 - 0 0 0 1

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 大阪北支店

〒541-8555 大阪府中央区高麗橋 3-5-12 淀屋橋東京海上日動ビルディング 7 階

T E L : 0 6 - 6 2 0 3 - 0 6 3 3

6. 後遺障害等級表

この表は、みおつくし親子安全互助会が後遺障害見舞金を給付するための資料です。(独立行政法人日本スポーツ振興センターのHPから抜粋)

なお、この表は保険会社による後遺障害保険金の給付(P T A活動安全互助会)とは一切関係ありません。

等級	後遺障害
第1級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼が失明したもの 2. 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6. 両上肢の用を全廃したもの 7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8. 両下肢の用を全廃したもの
第2級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2. 両眼の視力が0.02以下になったもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5. 両上肢を手関節以上で失ったもの 6. 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2. 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5. 両手の手指の全部を失ったもの
第4級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.06以下になったもの 2. 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力を全く失ったもの 4. 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 5. 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 6. 両手の手指の全部の用を廃したもの 7. 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4. 一上肢を手関節以上で失ったもの 5. 一下肢を足関節以上で失ったもの 6. 一上肢の用を全廃したもの 7. 一下肢の用を全廃したもの 8. 両足の足指の全部を失ったもの
第6級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.1以下になったもの 2. 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4. 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話し声を解することができない程度になったもの 5. 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6. 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 7. 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの

等 級	後 遺 障 害
第 6 級	8. 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの
第 7 級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2. 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3. 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4. 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6. 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失ったもの 7. 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの 8. 一足をリスフラン関節以上で失ったもの 9. 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10. 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11. 両足の足指の全部の用を廃したもの 12. 外貌に著しい醜状を残すもの 13. 両側の睾丸を失ったもの
第 8 級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの 2. 脊柱に運動障害を残すもの 3. 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失ったもの 4. 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したもの 5. 一下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6. 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 7. 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 8. 一上肢に偽関節を残すもの 9. 一下肢に偽関節を残すもの 10. 一足の足指の全部を失ったもの
第 9 級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力が0.6以下になったもの 2. 一眼の視力が0.06以下になったもの 3. 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6. 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8. 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9. 一耳の聴力を全く失ったもの 10. 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12. 一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの 13. 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したもの 14. 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの 15. 一足の足指の全部の用を廃したもの 16. 外貌に相当程度の醜状を残すもの 17. 生殖器に著しい障害を残すもの
第 10 級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一眼の視力が0.1以下になったもの 2. 正面視で複視を残すもの 3. 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4. 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5. 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの

等 級	後 遺 障 害
第 10 級	<ul style="list-style-type: none"> 6. 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7. 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの 8. 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9. 一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの 10. 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 11. 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
第 11 級	<ul style="list-style-type: none"> 1. 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2. 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3. 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4. 十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6. 一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7. 脊柱に変形を残すもの 8. 一手の示指、中指又は環指を失ったもの 9. 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 10. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第 12 級	<ul style="list-style-type: none"> 1. 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2. 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3. 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4. 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5. 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6. 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 7. 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 8. 長管骨に変形を残すもの 9. 一手の小指を失ったもの 10. 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 11. 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの 12. 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 13. 局部に頑固な神経症状を残すもの 14. 外貌に醜状を残すもの
第 13 級	<ul style="list-style-type: none"> 1. 一眼の視力が0.6以下になったもの 2. 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 3. 正面視以外で複視を残すもの 4. 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 5. 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6. 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 7. 一手の小指の用を廃したもの 8. 一手の母指の指骨の一部を失ったもの 9. 一下肢を1センチメートル以上短縮したもの 10. 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの 11. 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの
第 14 級	<ul style="list-style-type: none"> 1. 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2. 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3. 一耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4. 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5. 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 6. 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7. 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8. 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの 9. 局部に神経症状を残すもの

7. 安全互助会一問一答

問1 個人で加入することはできないのですか。

答 個人加入は認めておりません。団体単位で加入してください。

問2 給付金の請求をしたものはすべて給付対象となりますか。

答 対象とならない場合もあります。審査会で給付の可否を決定します。

問3 PTA主催の社会見学の途中でバスがトラックと衝突しました。その場合でも審査の対象となりますか。

答 対象となります。

問4 PTA活動安全互助の場合、教職員の会費は必要ですか？

答 必要です。(130円×在籍世帯数)+(130円×教職員数)でご加入ください。

問5 医療見舞金の給付を受けている期間中に新たに別のケガをした場合、医療見舞金は二重に支払われるのですか。

答 参加事業の内容によりますが、原則的に初めのケガのみが審査の対象となります。

問6 治療中でしたが、クラブ・部活動に参加しました。この場合どうなりますか？

答 クラブ・部活動に参加した日までが対象となります。

問7 災害給付請求をしてから、どのくらいの日数で給付金が支払われるのですか。

答 審査会は原則として月1回開催しておりますので通常1～2ヵ月を要すると見込んでください。

問8 健康保険で診療してもらったり、他の傷害保険の給付を受けたりしたときも、審査の対象となりますか。

答 対象となります。

問9 PTA活動の管理者賠償責任保険の対象となる事故が発生した場合で、他の賠償責任保険も支払対象となるときは、両方から賠償額が支払われるのですか。

答 原則的に別個に賠償額が支払われる訳ではありません。詳しくは保険代理店 アーク・スリー・インターナショナル(P8)へお問い合わせください。

問 10 スポーツセンターの主催事業に参加する途中、自転車どうし衝突してケガをしました。
その場合でも請求することができますか。

答 スポーツ活動安全互助の場合、往路、復路の事故は認められません。
また、他の場所での活動も認めておりませんので、スポーツ施設から行事開催場所への
移動の際におこった事故についても認められません。

問 11 P T A主催の郊外遠足等で野外炊飯をして、それが原因の集団食中毒が発生しました。
審査の対象となりますか。また、P T A行事に起因するO157のような伝染病の場合も審
査の対象となりますか。

答 飲食物に起因する災害（食中毒）の場合は給付金は支給されません。このほか、風水
害・震災その他非常による事故の場合、故意または重大な過失による場合、給付の申請
に虚偽があった場合も支給されません。

※ただし死亡保険金、後遺傷害保険金（P9）は食中毒も対象となりますが、特定感染症に
よる中毒症状に対して保険金を支払いません。

※ただし飲食物に起因する災害でP T Aに賠償責任が発生した場合はP T A賠償責任保
険（P8）で、対応可能です。

問 12 肩に痛みがありましたが、我慢してクラブ・部活動に参加しました。審査の対象にな
りますか？

答 慢性と思われる症状は対象外です。

問 13 右足首を捻挫し治癒後、再度右足首を捻挫しました。審査の対象になりますか？

答 対象になります。

※ただし、治癒せずに再度同部位をケガした場合は、対象外となります。

問 14 運動会のP T A種目に参加し、ケガをしました。審査の対象になりますか？

答 P T A種目でのケガは対象となります。但し、P T A種目以外に参加し、ケガをされた
場合は対象外となります。

（学校行事への参加は対象外となります）

問 15 はぐくみネットの活動は審査の対象となりますか？

答 対象です。但し、はぐくみネットの事業実施の案内などに必ずP T A共催であることを
明記してください。

問 16 巡視（夜の見回り）は審査の対象ですか？

答 原則的に対象です。但し、学校関係者の同行もしくは警察あるいは警察に任命された者の指導の下行うこと、また年間計画を立てることが条件となります。また、組織としてのみ対象となりますので、単独行動は対象外です。

問 17 見守り隊・安全パトロールは審査の対象ですか？

答 児童いきいき放課後事業（いきいき）で残った児童の下校を見守ることは対象外となりますが、学校が指定した登下校は対象となります。

但し、組織としてのみ対象となりますので、単独行動は対象外です。

問 18 P T A活動安全互助を除いて、死亡弔慰金が 10 万円から既に支払われた見舞金を減じるとなっていますが、全く出ない場合もあるのですか。

答 その通りです。保険業法の改正で医療見舞金の上限が 10 万円になりましたので、10 万円給付済みであれば、死亡弔慰金は給付されません。

問 19 リハビリは対象となりますか？

答 対象外となります。

問 20 事故日より 15 日たって受診しました。対象となりますか？

答 対象外となります。必ず 10 日以内に受診してください。

災害給付請求書・証明書・診断書等

P17～24の様式をコピーしてお使いください。

※様式の送付は行っていません。

《PTA活動安全互助》

受 付 年 月 日

注意 災害給付請求の際は必ず「証明書」とPTA行事
であることを証明できる資料（P3(5)参照）を添
付すること。

番 号

災 害 給 付 請 求 書

年 月 日

みおつくし親子安全互助会会長様

単位PTA名
請求者氏名(会長)
所 在 地
連絡先(電話)

会長
公印

(FAX)

下記の災害について、事実と相違ないことを確認いたしましたので、会則並びに給付規定により請求します。

記

会長又は事務取扱者が記入のこと。	行事活動名	
	被災者	フリガナ 氏名 年齢()会員(本人)との続柄() 第3者事故の場合は会員名(加害者) 住所 電話 ()
	事故月日	年 月 日()午前後 時 分頃
	事故場所	施設名(又は学校園名) 所在地
	事故原因	(事故発生時の状況や被災者の様子等、できるだけ詳細に記入して下さい。)
	給付金振込先	(会長又は会計名義の預金口座) 銀行 支店 口座番号 フリガナ 口座名義人

親権者(被災者)が記入する時は

上記の事故に関し、会長 様に給付請求に関する一切の件を委任します。

なお、証明書作成に要した金額は 円です。

被災者(親権者)住所

氏名

印

《中学校部活動安全互助》

受 付 年 月 日

注意＝・災害給付請求の際は必ず「証明書」、独立行政法人日本スポーツ振興センターへ提出された「災害報告書」及び「医療等の状況」の写しを添付すること。
・後遺障害見舞金の際は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付金支払通知書の写しを添付すること。
・死亡弔慰金を請求の際は、死亡報告書（独立行政法人日本スポーツ振興センター様式）の写しを添付すること。

番 号

災 害 給 付 請 求 書

年 月 日

みおつくし親子安全互助会会長様

単位PTA名

請求者氏名(会長)

所在地

連絡先(電話)

(FAX)

会長
公印

下記の災害について、事実と相違ないことを確認いたしましたので、会則並びに給付規定により請求します。

記

会長又は事務取扱者が記入のこと。該当する番号・記号を○印で囲むこと。

種 別	1. 部活動 活動名 ()	2. 対外試合(校内)	3. 対外試合(校外)
被 災 者	フリガナ 氏名	年齢()	第3者事故の場合は会員名(加害者)
	住所	電話()	
事 故 月 日	年 月 日()	午 前 後	時 分頃
事 故 場 所	施設名(又は学校名) 所在地		
事 故 原 因	(事故発生時の状況や被災者の様子等、できるだけ詳細に記入して下さい。)		
請 求 の 内 容	ア. 医療見舞金	イ. 後遺障害見舞金	ウ. 死亡弔慰金
給 付 金 振 込 先	(会長又は会計名義の預金口座)	銀行	支店
	口座番号	フリガナ 口座名義人	

親権者(被災者)が記入すること
(未成年の時は)

上記の事故に関し、会長 様に給付請求に関する一切の件を委任します。

なお、証明書作成に要した金額は 円です。

被災者(親権者)住所

氏名

㊟

《スポーツ活動安全互助》

- 注意 1. 災害給付請求の際は必ず「証明書」と事業計画表
または施設の使用割当表等を添付すること。
2. 後遺障害見舞金請求の際は、証明書に代わり「診
断書」を添付すること。

受 付	年 月 日		
登録番号	—	名簿 番号	

災 害 給 付 請 求 書

みおつくし親子安全互助会会長様

年 月 日

単 位 会 名
請求者氏名フリガナ(代表者)
所 在 地
連絡先(電話)

代表者
公 印

(FAX)

下記の災害について、事実と相違ないことを確認いたしましたので、会則並び
に給付規定により請求します。

記

代表者又は事務取扱者が記入のこと。該当する番号・記号を○印で囲むこと。

種 別	1. 主催事業名 2. クラブ・サークル活動名
被 災 者	<small>フリガナ</small> 氏名 年齢() 第3者事故の場合は会員名(加害者) 住所 電話()
事 故 月 日	年 月 日()午前後 時 分頃
事 故 場 所	施設名 所在地
事 故 原 因	(事故発生時の状況や被災者の様子等、できるだけ詳細に記入して下さい。)
請求の内容	ア. 医療見舞金 イ. 後遺障害見舞金 ウ. 死亡弔慰金
給 付 金 振 込 先	(代表者又は会計名義の預金口座) 銀行 支店 口座番号 <small>フリガナ</small> 口座名義人

親権者(被
災者)が記入すること
(未成年の時は

上記の事故に関し、代表者 様に給付請求に関する一切の件を委任します。

なお、証明書作成に要した金額は 円です。

被災者(親権者)住所

氏名

㊟

《未就園児の幼児教育事業安全互助》

受 付 年 月 日

注意 1. 災害給付請求の際は必ず「証明書」と事業を実施していたことを証明できる資料 (P3 (5) 参照) を添付すること。

番 号

2. 後遺障害見舞金請求の際は、証明書に代わり「診断書」を添付すること。

災 害 給 付 請 求 書

年 月 日

みおつくし親子安全互助会会長様

単位 P T A 名

請求者氏名 (会長)

所 在 地

連絡先 (電話)

(FAX)

会長
公印

下記の災害について、事実と相違ないことを確認いたしましたので、会則並びに給付規定により請求します。

記

会長又は事務取扱者が記入のこと。該当する記号を○印で囲むこと。

行事活動名	
被災者	フリガナ 氏名 年齢 () 第3者事故の場合は会員名 (加害者) 住所 電話 ()
事故月日	年 月 日 () 午 前後 時 分頃
事故場所	施設名 (又は幼稚園名) 所在地
事故原因	(事故発生時の状況や被災者の様子等、できるだけ詳細に記入して下さい。)
請求の内容	ア. 医療見舞金 イ. 後遺障害見舞金 ウ. 死亡弔慰金
給付金振込先	(会長又は会計名義の預金口座) 銀行 支店 口座番号 フリガナ 口座名義人

親権者 (被災者) が記入すること
未成年の時は

上記の事故に関し、会長 様に給付請求に関する一切の件を委任します。

なお、証明書作成に要した金額は 円です。

被災者 (親権者) 住所

氏名

㊟

No. _____

年 月 日

みおつくし親子安全互助会 様

単位会名

会長(代表者)

会 長 (代表者) 公 印

「後遺障害見舞金請求時期延長願」

下記の災害につきまして、後遺障害が1年以内に確定しないことが見込まれますので、後遺障害見舞金の請求時期を延長していただけますようお願い申し上げます。最大延長期間が症状の固定した日より5年間であることを認知し、後遺障害の症状が確定次第すみやかに手続きをいたします。

記

行 事 活 動 名

被 災 者 名

災 害 発 生 日

原因（詳しく）

後遺障害の症状

みおつくし親子安全互助会
会 則 ・ 細 則

みおつくし親子安全互助会会則

昭和50年3月31日 制定
昭和51年8月6日 改正
昭和52年8月4日 改正
昭和53年9月7日 改正
昭和55年5月22日 改正
昭和56年5月29日 改正
昭和58年8月4日 改正
昭和59年5月23日 改正
昭和61年2月12日 改正
平成2年2月22日 改正
平成2年7月24日 改正
平成4年1月31日 改正
平成5年1月29日 改正
平成6年4月22日 改正
平成8年4月19日 改正
平成10年3月3日 改正
平成11年1月29日 改正
平成15年8月8日 改正
平成19年4月1日 改正
平成20年3月24日 改正
平成21年4月1日 改正
平成24年5月16日 改正
平成25年8月28日 改正
平成27年8月27日 改正
令和4年4月1日 改正
令和5年5月30日 改正
令和5年8月22日 改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、みおつくし親子安全互助会という。

(事 務 所)

第 2 条 この会の事務所は、大阪市中央区法円坂1-1-35 アネックス パル法円坂、
大阪市PTA協議会事務局内に置く。

第 2 章 目 的

(目 的)

第 3 条 この会は、次に掲げる活動中およびそれに参加するための往路、復路(ただし(4)はのぞく)における会員等の負傷・後遺障害または死亡(以下「災害」という)に関して必要な見舞金の給付を行うとともに、PTA活動にかかわる管理者賠償責任保険、死亡、後遺障害保険(保険会社による)を設け、もって各々の活動・事業の円滑な実施に資することを目的とする。

(1) PTA活動中におけるPTA会員、PTAが所属する校園の園児・児童・生徒

- およびPTA会員である教職員の災害。
- (2) 中学校・義務教育学校後期課程の部活動中における生徒の災害。(独立行政法人日本スポーツ振興センターで認める災害に限る)
 - (3) 幼児教育事業(幼稚園が主催する行事、活動等に就園前の幼児が参加する事業)中の就園前の幼児及びその保護者の災害。
 - (4) 大阪市立体育館・スポーツセンターに登録する団体のスポーツ活動中(以下「スポーツ活動中」という)における会員および指導員の災害。
 - (5) (1)～(4)における者が第三者(人に限る)(以下「第三者」という)にあてた災害。

第 3 章 会 員 お よ び 負 担 金

(会 員)

第 4 条 この会の会員(以下「加入団体」という)は、次の通りとし、この会の趣旨に賛同し、加入手続きをしたものをいう。

- (1) 大阪市PTA協議会を組織する単位PTA。
 - (2) 幼児教育事業に参加する幼児及びその保護者。
 - (3) 大阪市立体育館・スポーツセンターに、登録する団体。
2. 加入団体は、6月末日までに加入の手続きをしたときは、4月1日にさかのぼって会員の資格を取得する。ただし、7月1日以降に加入手続きをしたときは、その翌日から会員の資格を取得する。
3. 加入団体は、退会を申し出ない限り、次年度も引き続き会員の資格を有する。ただし、上記(1)の会員は6月末日、(2)(3)の会員は活動開始までに負担金を納入しない時は資格を失う。

(負 担 金)

第 5 条 負担金は、加入団体が納入するものとし、納入の期限は6月末日までとする。

ただし、第4条第1項(2)(3)の会員は活動開始日までとする。

2. 既納の負担金は別に定める還元金を除いて返還しない。
- ただし、加入者の錯誤による過払いの負担金については返還する。その場合の振込手数料は加入者負担とする。
3. 負担金の額は別に定める。

第 4 章 事 業

(事 業)

第 6 条 この会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 災害見舞金給付に関すること。

- (2) PTA安全互助における死亡、後遺障害保険（保険会社による）に関すること。
 - (3) 管理者賠償責任保険（保険会社による）に関すること。
2. 給付の対象となる災害および給付の基準については別に定める。
 3. PTA安全互助における死亡・後遺障害保険及び管理者賠償責任保険の取り扱いについては別に定める。

第 5 章 役員・理事・会計監査および審査員

(役員)

第 7 条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 会 計 1名

(役員・理事・会計監査の職務)

第 8 条 会長は、この会を代表し、会務を統轄し執行する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 会計は、この会の会計を処理する。
4. 理事は、理事会を組織し、会務の審議にあたる。
5. 会計監査は、会計を監査する。

第 9 条 会計監査は、評議員会・理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(理事・会計監査の選出)

第 10 条 理事は、次のものをもって構成する。

- (1) 大阪市PTA協議会から10名
 - (2) 大阪市立幼・小・中学校校園長から各1名
 - (3) 大阪市教育委員会事務局から2名
2. 会計監査は、大阪市PTA協議会会計監査委員から2名をもってあてる。

第 11 条 会長、副会長および会計は、理事会において互選する。

(役員任期)

第 12 条 役員任期は1年とし、4月1日から翌年3月31日までとする。

ただし、再任は妨げない。

2. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員が任期を満了した場合、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行う。

(審査員)

第 13 条 この会の給付の決定に関し、審査員若干名を置く。

2. 審査員は、理事および学識経験者の中から若干名を理事会において選任する。

3. 審査員は、審査会を構成する。

第 6 章 会 議

第 14 条 この会の会議は、評議員会、理事会および審査会とする。
(評議員会)

第 15 条 評議員会は、この会の最高議決機関である。

第 16 条 評議員会は、評議員、理事および審査員をもって構成する。

2. 評議員の定数は、60名以内とし、次のものをもって構成する。

(1) 大阪市PTA協議会から37名

3. 評議員会は、年1回以上開く。

4. 評議員会は、会長が必要と認めたとき、ならびに加入団体の5分の1以上のものから会議の目的とする事項を示して開催の要求があった場合、これを開く。

5. 評議員会は、会長がその議長となる。

(理 事 会)

第 17 条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2. 理事会は、この会の運営にあたって重要な事項を議決する。

3. 急を要する場合、評議員会に代って議決を代行することができる。

ただし、この場合、議決の経過を次の評議員会に報告しなければならない。

(審 査 会)

第 18 条 会長の諮問により、審査会は給付の審査にあたる。

(会議の成立と議決)

第 19 条 この会の会議は、構成員の2分の1の出席をもって成立する。

2. 当該議事について書面をもってあらかじめその意志を表示した者は、出席とみなす。

3. 議決は、出席者の過半数の同意を要する。

第 7 章 経 理

(事業年度)

第 20 条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(事業経費の支弁)

第 21 条 この会の事業遂行に要する費用は、加入団体の負担金およびその他の収入をもって支弁する。

第 8 章 事 務 局

第 22 条 この会に、会務を処理するため事務局を設け、事務局員を置く。

第 9 章 改 正

(会則の改正)

第 23 条 この会則の改正は、評議員会において、出席者の3分の2以上の承認を得なければならぬ。

第 10 章 補 則

第 24 条 この会則を実施するために必要な細則は、理事会の議決によって定める。

負 担 金 規 定

昭和50年3月31日 制定
平成2年2月22日 改正
平成4年1月31日 改正
平成5年1月29日 改正
平成6年4月22日 改正
平成10年3月3日 改正
平成17年4月1日 改正
平成19年4月1日 改正
平成20年3月24日 改正
平成21年4月1日 改正
平成23年4月1日 改正
令和4年4月1日 改正
令和5年5月30日 改正

第 1 条 会則第5条第3項に規定する負担金は、この規定の定めるところによる。

第 2 条 加入団体が納入する負担金は、次のとおりとする。

- (1) P T A活動中における災害の見舞金、死亡、後遺障害保険金の給付を対象とする場合
1世帯あたり年額130円を乗じて算出した額。
- (2) 中学校・義務教育学校後期課程の部活動中の生徒の災害を見舞金給付の対象とする場合
1世帯あたり年額140円を乗じて算出した額。
- (3) 幼児教育事業中の幼児及びその保護者の災害を見舞金給付の対象とする場合
1世帯あたり年額130円を乗じて算出した額。
- (4) スポーツ活動中の災害を見舞金給付の対象とする場合
会員および指導員1人あたり、1種目毎に年額250円を乗じて算出した額。

第 3 条 前条の世帯数、生徒数、会員数および指導者数は、次のとおりとする。

- (1) P T A活動中における災害の見舞金、死亡、後遺障害保険金の給付を対象とする場合
加入団体における、その年度の5月1日現在の世帯数に教職員の会員を加えた数。
- (2) 中学校・義務教育学校後期課程の部活動中の生徒の災害を見舞金給付の対象とする場合
その中学校・義務教育学校後期課程における、その年度の5月1日現在の在籍生徒世帯数。

- (3) 幼児教育事業中の幼児及びその保護者の災害を見舞金給付の対象とする場合
幼児教育事業に参加する幼児の世帯数。
- (4) スポーツ活動中の災害を見舞金給付の対象とする場合
会員および指導員数。

第 4 条 別に定める計算により、剰余金が生じる場合は、その一部を納入した団体に還元する。

ただし、その団体は還元金を、みおつくし親子安全互助会の趣旨で運用をすること。

給 付 金 規 定

昭和50年 3月31日 制定
平成 2年 2月22日 改正
平成 4年 1月31日 改正
平成 5年 1月29日 改正
平成 6年 4月22日 改正
平成 8年 4月19日 改正
平成 8年12月20日 改正
平成10年 3月 3日 改正
平成11年 1月29日 改正
平成15年 8月 8日 改正
平成18年 3月 8日 改正
平成19年 4月 1日 改正
平成21年 4月 1日 改正
平成27年 4月 1日 改正
平成29年 4月 1日 改正
平成20年 4月 1日 改正
令和 2年 4月 1日 改正
令和 4年 4月 1日 改正
令和 5年 5月30日 改正

第 1 条 会則第6条第2項に規定する給付の対象となる災害および給付の基準は、この規定の定めるところによる。

第 2 条 給付の対象となる災害、後遺障害または死亡（以下「災害」という）に対する見舞金及び弔慰金の給付の種類およびその額は、次のとおりとする。

(1) 証明書作成費

2,000円＋証明書取得時の消費税を限度とする。ただし、本会の規定用紙を使用した場合で、次の(2)の給付対象となったものに限る。

(2) 医療見舞金

P T A活動中、中学校・義務教育学校後期課程の部活動中、幼児教育事業中、スポーツ活動中、およびそれらの活動の第三者（人に限る）（以下「第三者」という）災害における場合。

・入院—1～3日12,000円。4日目以降1日につき4,000円を加算する。ただし、証明書作成費を含めて10万円を上限とし、初診日より180日以内とする。

・通院—実診療日数3～5日8,000円。6日目以降1日につき1,500円を加算する。ただし、接骨院、整骨院、鍼灸接骨院等については6日目～20日目まで1,100円、21日目～40日目まで900円、41日目～60日目まで800円、61日目～500円を加算する。給付の対象は、実通

院日数3日以上とし、証明書作成費を含めて10万円を上限とし、初診日より180日以内とする。

(3) 後遺障害見舞金

中学校・義務教育学校後期課程の部活動中、幼児教育事業中、スポーツ活動中において発生した災害によって、後遺障害が生じた場合、これに対して、10万円から既に給付した医療見舞金を減じた額を後遺障害見舞金として給付する。

第三者に生じた後遺障害についても同様とする。

後遺障害は独立行政法人日本スポーツ振興センターの14級以上を対象とする。

(4) 死亡弔慰金

中学校・義務教育学校後期課程の部活動中、幼児教育事業中、スポーツ活動中において発生した災害によって死亡した場合、10万円から既に給付した見舞金を減じた額を死亡弔慰金として給付する。

第三者の死亡についても同様とする。

(5) 死亡・後遺障害保険金（保険会社による）

P T A活動中の災害による死亡・後遺障害については保険会社の規約によって給付される。死亡保険金100万円、後遺障害保険金4万円～100万円

(6) 給付の限度額

一つの災害による見舞金、弔慰金の給付の合計額は、証明書作成費等を含めて、10万円を上限とする。ただし、P T A安全互助における死亡・後遺障害保険金（保険会社による）は除く。

2. 給付の請求手続きは、災害発生後1カ年以内にしなければならない。
3. 風水害、震災、飲食物に起因する災害（食中毒等）その他非常災害については、給付を行わないものとする。
4. 会則第3条に規定する負傷が、故意または重大な過失による事故については、給付を行わないことがある。
5. 会則第3条の規定する負傷が多数におよび、第1項に定める給付が困難な場合は、理事会において別途決定する。

第 3 条 給付の対象となる災害の範囲は、次のとおりとする。

(1) P T A活動中の場合

P T A会員、P T Aが所属する校園の園児・児童・生徒がP T A活動に参加し、被った災害およびこれらの者が第三者に与えた災害。

(2) 中学校・義務教育学校後期課程の部活動中における場合

中学校・義務教育学校後期課程の生徒が、部活動中に生じた事故により被った

災害（独立行政法人日本スポーツ振興センターで認める災害に限る。）および中学校・義務教育学校後期課程の部活動中の生徒が第三者に与えた災害。

(3) 幼児教育事業中における場合

幼児教育事業に参加している就園前の幼児及びその保護者が事故により被った災害、およびこれらの者が第三者に与えた災害

(4) スポーツ活動中の場合

大阪市立体育館・スポーツセンターに登録する団体の会員および指導員が、その団体の管理下における活動中に被った災害およびこれらの者が第三者に与えた災害。

(5) 往路、復路における場合

前項(1)(2)(3)の各活動に参加するための往路、復路（通常の経路、方法、時間による）における災害。

第 4 条 前二条に定めのない給付については、理事会の議決をへて、その都度給付の可否および給付金について決定する。ただし、その場合にあっても 10 万円を上限とする。

第 5 条 7月1日以降の加入団体については、加入の手続きが完了した日の翌日から災害について給付する。

第 6 条 見舞金の給付については、すみやかに加入団体に対して支給するものとする。
2. 見舞金の給付に関し、その申請の一部または全部が虚偽であることがわかったときは、それによって給付された金額の一部または全額を返還させ、これによって生じた損害を賠償させることができる。

第 7 条 見舞金、弔慰金の給付を受ける場合の手続きは別に定める。

PTA 賠償責任保険 (管理者賠償責任補償 + 提供飲食物危険補償特約)

1. 保険の対象となる活動行為

PTA 管理下における PTA 活動がこの保険の対象となります。

なお、この保険における「PTA」、「PTA 活動」および「PTA 管理下」とは以下の定義に従います。

①「PTA」

父母と先生の会をいい、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、児童・生徒の郊外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため、PTA 会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体をいいます。

②「PTA 活動」

日本国内において、児童・生徒の健全な成長をはかるという目的にそって、PTA が企画立案し主催または共催する学習活動および実践活動で、PTA 総会、運営委員会など PTA 会則（名称を問いません。）に基づく正規の手続を経て決定された諸活動をいいます。

③「PTA 管理下」

PTA の指揮、監督および指導下において、PTA 活動を行っている間をいいます。ただし構成員である PTA 会員および児童・生徒が PTA 活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上は含みません。

2. 保険金をお支払いしない主な場合

次のような損害賠償責任を負担することによる損害に対しては、保険金をお支払いしません。

< PTA 活動に伴う損害賠償責任 > < 保管物に係わる損害賠償責任 > 共通

- 故意
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 地震・噴火またはこれらによる津波
- 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- PTA 活動の終了後に行われた PTA 活動以外の活動によって生じた損害賠償責任
など

< PTA 活動に伴う損害賠償責任 > のみ

- 被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者が所有・使用・管理する施設の改築、修理、取り壊しなどの工事に起因する損

害賠償責任

- 自動車などの所有・使用・管理に起因する損害賠償責任
- 被保険者の占有を離れた物に起因する損害賠償責任
- 故意または重大な過失により法令に違反して提供した飲食物に起因する損害賠償責任
- 提供した飲食物の瑕疵に起因して飲食物自体に発生した財物の損壊に対する損害賠償責任
- 廃棄または遺棄した飲食物に起因する損害賠償責任
- 賞味期限・消費期限を経過した飲食物に起因する損害賠償責任 など
- 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任（ただし、PTA役員が負担する損害賠償責任に限ります。） など

<保管物に係わる損害賠償責任>のみ

- 保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた損害賠償責任 など

3. 保険金をお支払いする主な場合

PTA管理下において、被保険者が次の法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や訴訟費用）に対して保険金をお支払いします。ただし日本国内で発生した事故に限ります。

- ① PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり他人の財物を損壊したりしたとき
- ② 被保険者（PTA）が第三者から借用し、使用・管理するスポーツ用具などの財物（以下「保管物」といいます。）などが損壊、紛失、または盗まれたとき
- ③ PTA活動中に提供された飲食物に起因して、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊し、被保険者（PTAまたはPTA役員）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、回収措置（飲食物の回収・交換・廃棄など）に関する費用はお支払いの対象となります。

4. 支払限度額・免責金額

- ① PTA活動に伴う損害賠償責任
 - 対人賠償・・・1名5,000万円限度 1事故2億円限度（免責0円）
 - 対物賠償・・・・・・・・・・・・・・・・・・1事故2億円限度（免責0円）
- ② 保管物賠償責任：1事故につき10万円限度（免責5千円）
保険期間中 500万円限度

P T A団体傷害保険

1. 保険の対象となる主な場合

- (1) 被保険者*¹が、P T Aの管理下*²においてP T A行事*³に参加している間に被った傷害にかぎり、保険金を支払います。ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となる傷害に対しては保険金を支払いません。
- (2) P T Aの管理下におけるP T A行事には、被保険者がP T A行事に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含みます。

※1 被保険者は以下の通りです。

- ① P T A会員および園児・児童・生徒
- ② P T A会員の同居の親族
- ③ P T A行事への参加が事前にP T Aより認められている者

※2 P T Aの管理下とは、P T Aの指揮、監督及び指導下をいいます。

※3 P T A行事とは、日本国内においてP T Aが企画・立案し主催する
または共催する行事でP T A総会、運営委員会など、P T A会則に基づく手続を経て決定されたものをいいます。

2. 支払の対象とならない主な場合

- (1) 保険金をお支払いできない主な傷害は以下の通りです。
 - ① 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ
 - ② ご契約者、被保険者（保険の対象となる方）や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
 - ③ 被保険者（保険の対象となる方）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
 - ④ 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
 - ⑤ 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ
 - ⑥ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
 - ⑦ 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ
 - ⑧ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
 - ⑨ 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
 - ⑩ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの

3. 支払われる保険金

保険金額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき以下の金額となります。

- (1) 死亡保険金・・・100万円
傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した時に支払われます。
- (2) 後遺障害保険金・・・4万円～100万円
傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき、後遺障害の程度により、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%が支払われます。
※「細菌性食中毒等担保特約」「熱中症危険担保特約」が付帯されています。

昭和50年	4月	1日	発行
昭和57年	4月	1日	改訂
昭和58年	12月	1日	改訂
昭和61年	4月	1日	改訂
平成2年	4月	1日	改訂
平成3年	4月	1日	改訂
平成4年	4月	1日	改訂
平成5年	4月	1日	改訂
平成6年	4月	1日	改訂
平成7年	4月	1日	改訂
平成8年	4月	1日	改訂
平成9年	4月	1日	改訂
平成10年	4月	1日	改訂
平成11年	4月	1日	改訂
平成16年	4月	1日	改訂
平成17年	4月	1日	改訂
平成18年	4月	1日	改訂
平成19年	4月	1日	改訂
平成20年	3月24日		改訂
平成21年	4月	1日	改訂
平成23年	4月	1日	改訂
平成24年	4月	1日	改訂
平成24年	5月16日		改訂
平成25年	8月28日		改訂
平成27年	4月	1日	改訂
平成27年	8月27日		改訂
平成29年	4月	1日	改訂
平成30年	4月	1日	改訂
令和2年	4月	1日	改訂
令和4年	4月	1日	改訂
令和5年	5月30日		改訂
令和5年	8月22日		改訂

みおつくし親子安全互助会事務局

大阪府中央区法円坂1-1-35 (〒540-0006)

アネックス パル法円坂 大阪市PTA協議会内

電話 06-6942-0766



—加入・請求に関するお問合せ、請求書送付先—

〒540-0006

大阪市中央区法円坂1-1-35

アネックス パル法円坂

みおつくし親子安全互助会

TEL: 06-6942-0766

FAX: 06-6946-0592